



# トップアンドコア通信

【2023年2月号】

マイナンバーカード取得で最大2万円分のポイントがもらえるとあって、駆け込みで申請する人が急増し、2月末時点での申請率は全国民の約75%となりました。マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、政府は2024年秋に健康保険証の廃止を目指しているところ、病院の受診時や薬局で薬を受け取る際、一定の理由によって健康保険の資格確認ができない場合に「資格確認書」の発行で対応する方針とのこと。健康保険組合によって対応が異なる可能性もありますが、マイナンバーカードとの一体化によって、健康保険証の発行/回収の手間がなくなることは会社の担当者にとっても朗報と言えます。

## ■ 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げ【2024年4月～】



障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

障害者を雇用しなければならない「対象事業主」は、毎年6/1日時点での障害者雇用状況をハローワークへ報告

### ■ 2023（令和5）年4月～ 精神障害者の算定特例を延長

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できる

### ■ 2024（令和6）年4月～ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できる

## ■ 無期転換ルール及び有期労働契約の更新等の明示/説明義務の方向性

2022（令和4）年12月に「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」が労働政策審議会において取りまとめられ、ここで提言された内容をふまえて労働基準法施行規則や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の一部改正案が発表されています。早ければ、2024（令和6）年4月～の施行となるため、内容を確認しておきましょう。

### <労働基準法施行規則 改正（案）の概要>

- 労働条件明示事項に、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限並びに就業場所・業務の範囲を追加する
- 無期転換申込権が発生する契約更新時における労働条件明示の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する

## <有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準 改正（案）の概要>

- ・ 使用者は、有期労働契約の締結後、その有期労働契約の変更又は更新に際して、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数について、上限を定め、又はこれを引き下げようとするときは、あらかじめ、その理由を労働者に説明しなければならない
- ・ 使用者は、労働者に対して無期転換後の労働条件を明示する場合、その労働条件を定めるにあたって就業の実態に応じて均衡を考慮した事項について、その労働者に説明するよう努めなければならない

## ■ 出産育児一時金 42万円→50万円に増額【2023年4月～】



健康保険法施行令のうち、出産育児一時金等の支給額について改正が行われ、2023年4月～金額を引き上げることが決定しました。出産育児一時金は平成6年に30万円で創設されてから、出産費用の状況を勘案しながら段階的に引き上げられてきましたが、8万円の増額は、過去最大です。

## ■ 雇用関係助成金の電子申請がスタート【2023年4月～】

ステップ 1	2023(令和5)年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始します。
ステップ 2	2023(令和5)年6月から、その他の雇用関係助成金の電子申請が開始します。



※電子申請には、「G ビス ID」の申請・取得が必要です

※社会保険労務士や代理人による申請も対応可

※雇用調整助成金、産業雇用安定助成金は、別途、オンライン受付システムの利用可

## ■ 令和5年度 雇用保険料の引き上げ【2023年4月1日～2024年3月31日】

新型コロナウイルス感染拡大による「雇用調整助成金の申請増」と「失業手当の受給者増」により、積立金が減少して財政が大幅にひっ迫していることが引き上げの要因とされています。

事業者の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000

## 社会保険労務士法人 トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ㊦-名古屋 7 F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビレジセンタービル 6 F

TEL : 092-273-0503

E-mail : [contact@topandcore.or.jp](mailto:contact@topandcore.or.jp) [http : //www.topandcore.com/](http://www.topandcore.com/)

